

地名の変更等に伴う路線認定の 公示等について

国土交通省 道路局 路政課

道子 路政課・係長

道雄 路政課・新人係員

(新年の路政課。新人係員の道雄くんが先輩係長の道子さんと話しています。)

道子 道雄くん、年末年始はゆっくり休めたかしら。

道雄 はい。年末年始は実家に帰って、のんびりしていました。

道子 そう。それは良かったわね。

道雄 そういえば、道子さん。実家に帰省した際に気づいたのですが、周辺の地名が変わっていたのですよ。

道子 へえ。それはびっくりだね。

道雄 私も驚きました。ところで道子さん、地名が変更された地域にある道路については、路線認定の公示に記載された事項を変更しなければならない状況が発生し得ると思われるのですが、このような場合は路線変更の手続を行わなければならないのでしょうか。

道子 「路線認定、区域の決定及び供用開始等の取扱について」(昭和29年11月17日道路局長通達。以下「通達」という。)を見てごらん。道路の実態に変更がない「地名の変更」の場合は、路線変更の手続は必要なく、単に公示内容を変更又は訂正すれば足りるとされているのよ。

道雄 どれどれ。本当ですね。

道子 「地名の変更」の場合以外にも、同じく道路の実態に変更がない行政区域の変更があった場合、何らかの必要があって起点と終点を逆転させるような場合、それから、単に路線名を変更する場合も、同じことが言えるわね。

- 道雄** そうなのですね。勉強になります。話が変わりますが、実家に帰省したとき、近くで道路の工事が行われていたのですよ。
- 道子** そうなのね。どんな工事が行われていたの。
- 道雄** 県道の付替工事が行われていました。そして、新しく付け替える道路の部分を見てみると、既に認定されている市道があったのですよ。この場合、道路区域はどのように設定すればよいのでしょうか。
- 道子** このケースの場合、新しい道路の部分の供用を開始するまでは、付替工事の結果不用となる従来の道路の部分の供用を廃止することはできないよね。
- 道雄** そうですね。新しく付け替える道路の部分と不用になる道路の部分の両方を道路区域としなければならぬ期間が、必然的に発生しますね。
- 道子** そうそう。今回のケースで言うと、当該付替工事に係る道路区域については、工事を行う以前に、市道の区域に県道の区域を重複させるように区域変更を行って、市道に関する道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）の規定を排除しておく必要があるのよ。
- 道雄** えーと。市道の区域と県道の区域が重複すると、なぜ市道に関する法の規定が排除されるのですか。
- 道子** 法第11条を見てごらん。
- 道雄** えーと、法第11条は、種類の異なる道路の路線が同一平面を重用することに伴う道路管理権の競合の調整に関する事項を定めている規定ですね。
- 道子** 同条第1項では、国道の路線と都道府県道又は市町村道の路線が重複する場合について規定しているところ、この場合は国道に関する規定を適用すると定めているよ。また、同条第2項では、都道府県道の路線と市町村道の路線とが重複する場合について、都道府県道に関する規定を適用すると定めているよ。
- 道雄** 思い出しました。この規定によって、市道と県道の区域が重複した場合に道路管理者の権限その他の法の規定が重複し、矛盾を生ずることが防がれているのですね。重複つながりで一つ思ったのですが、高架道路と路線が重複した場合は、どのような取り扱いになるのでしょうか。
- 道子** 良い質問ね。法第11条のいう「路線の重複」とは、種類の異なる道路の路線が「同一平面上」において、縦断的又は横断的に重なることを言っているのよ。そのため、高架道路と路線が重複

した場合は、法第 11 条のいう「路線の重複」には該当しないのよ。

道雄 なるほど、確かにこうした場合は道路区域がはっきり分かれていて、同一平面上で重なる時と比べて混乱を生じにくいからですね。一方で、たとえば法第 11 条の規定があるといえども、同一平面上の道路において重複関係に入ったり抜けたりすると、道路の管理権等の法令の適用関係の変動が頻繁に生じて、道路管理上支障が生じたりはしないのでしょうか。

道子 それを防ぐためにあるのが、法第 11 条第 3 項の規定ね。同項では、異なる道路の路線が重複する場合には、重複させようとする又は重複を外そうとする道路管理者から現に当該道路の路線を認定している道路管理者に通知しなければならないとされているのよ。事務処理の円滑化を図ることが、この規定の趣旨ね。

道子 …だいたい話が逸れてしまったので、話を元に戻すね。

道雄 はい。県道の付替工事の件でしたね。

道子 付替工事について、通達により定められた具体的なプロセスの話をするね。まず、市道に県道の道路区域をかけて県道の規定が適用されるようにして、「新しく付け替える道路の部分」と「不用になる道路の部分」の両方を道路区域にするのよ。そして、付替工事が完了したら、「新しく付け替える道路の部分」のみを当該道路区域とする変更を行うのよ。

道雄 なるほど。このように法第 11 条の規定を活用するのですね。道路法の世界は奥が深いなあ。

【参照条文】

○道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）

（路線が重複する場合の措置）

第十一条 国道の路線と都道府県道又は市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、国道に関する規定を適用する。

2 都道府県道の路線と市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、都道府県道に関する規定を適用する。

3 他の道路の路線と重複するように路線を指定し、認定し、若しくは変更しようとする者又は他の道路の路線と重複している路線について路線を廃止し、若しくは変更しようとする者は、現に当該道路の路線を認定している者に、あらかじめその旨を通知しなければならない。

○「路線認定、区域決定及び供用開始等の取扱いについて」昭和29年11月17日建設省道発第416号道路局長通達（抄）

五 地名の変更等に伴う路線認定の公示内容の変更について

行政区画の変更、地名の変更その他道路の実体に関係のない他の理由により、路線認定の公示に記載された事項を変更することは、路線の変更と考えるべきではなく、単に公示の内容を変更又は訂正すれば足りる。何らかの必要があって、起点を終点に、終点を起点にすること、路線名を変更すること等も同様である。従って、この場合は、議会の議決及び建設大臣の認可を要しないことは勿論であるが、都道府県道の路線に係る事項については、遅滞なく建設大臣に報告することとされたい。

七 道路の付け替えの場合における路線変更又は区域変更の取扱いについて

道路（例えば県道）の付け替え工事を行う場合、当該付け替道路の部分が既に認定されている他の種類の道路（例えば村道）であるときは、工事を行う以前に、とりあえずその村道の区域をもって県道の区域とする区域変更を行い、村道に関する法の規定の適用を排除しておく（法第一条）必要がある。（工事の実施によって、その区域が更に変更する場合の区域変更の手続は、新しい道路区域の供用の開始以前、適当な時期に行えばよい。）道路の付け替え等の場合において右に掲げたような場合その他新道の工事完了前に新道の部分を道路の区域とする必要があるときは、新道の供用を開始することができる時期までは、従来の道路の供用を廃止することはできないので、その間一時的に当該付け替えの区間は、新道（道路予定地）及び従来の道路ともに道路の区域としなければならない。従ってこの場合の路線（又は区域）の変更は、先ず従来の道路の路線（又は区域）を従来の道路プラス新道の路線（又は区域）に変更し、工事完了後これを更に新道の路線（又は区域）に変更することとして、それらの変更を明らかにするよう公示に当っては留意されたい。